

平成26年度事業報告書

自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日

わが国の平成26年度の経済情勢は、消費税率の引上げ等の影響で物価上昇が続く中、いわゆるアベノミクスに対する国民の期待も相まって、緩やかな回復基調が続いている。

このような状況の下で、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）は、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）とともに、各種事業を積極的に推進し、社会保険労務士（以下「社労士」という。）制度の拡充に努めた。

第8次社労士法改正については、全国社会保険労務士政治連盟（以下「全国政連」という。）とともに、長年、重点課題として取り組んできたところ、①個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限の引上げ、②補佐人制度の創設、③社員が一人の社労士法人制度の創設、の3つの改正項目により可決・成立をみた。

社労士制度推進戦略室（以下「戦略室」という。）を中心として取り組んでいる「5つの柱」の中では、第1に、業域の拡大をめざし、医療労務コンサルタントの活用に向けた取組み、介護事業労務管理研修制度の構築、サイバー法人台帳 ROBINS 等の事業を推進するとともに、制度創設50周年を見据え、社労士のニーズに関する調査事業を実施した。

第2に、社会貢献事業として、引き続き東日本大震災の被災地における復興支援活動を行うとともに、次世代を担う学生に向けた学校教育事業、成年後見制度への対応等についても積極的に取り組んだ。

第3に、社労士の業域保全の観点から、近年、社労士法に違反し、業務侵害が発生している状況に鑑み、都道府県会と連携し、非社労士による業務侵害行為への是正要請を全国的に行った。

第4に、広域的な広報活動を展開すべく、国民の生活に密着し、社労士に関わるべきテーマに関して、迅速な情報収集及び分析のもと、意見表明を積極的かつタイムリーに実施した。

第5に、国際化事業については、昨年度に引き続きインドネシア共和国における社会保障制度の適用拡大等の事業に協力するとともに、ILOによる労働CSRに関する取組みの促進への協力及び JICA 等国際機関との連携を深めて事業を展開した。

さらに、社労士の品位保持に関する事業として、『月刊社労士』を通じて会員向けにコンプライアンスの徹底を呼びかけるとともに、苦情処理相談窓口設置規程及び苦情処理相談窓口設置規程準則を改正し、組織的に苦情処理に対応する仕組みを構築した。

平成 27 年度から運用が開始されるマイナンバー制度に向けては、関係各方面と連携し、情報収集に努めるとともに、社労士業務に及ぼす影響に鑑み、当該制度の概要、ガイドラインに基づくセキュリティ対策及び手続等に関する説明会を開催する等の対応を行った。

街角の年金相談センター（オフィスを含む。以下「街角センター」という。）の運営については、平成 26 年 4 月から 5 年間の新たな業務委託契約のもと、引き続き適正な運営に努め、国民の利便に供した。

加えて、厚生労働省等との連携を図りながら、都道府県会が行う事業に対しても適切な連絡、指導を行った。

I. 組 織

1. 会員名簿〈別表(1)〉

2. 社労士会所属個人会員数

内訳 会員区分	平成26年 3 月31日 現 在 員 数	平成 26 年度		平成 26 年度区分変更者数		平成27年 3 月31日 現 在 員 数
		入会者数	抹消者数	増	減	
開 業	22,815	891	596	545	414	23,241
法人の社員	1,211	21	10	207	70	1,359
勤 務 等	14,419	1,350	770	550	818	14,731
計	38,445	2,262	1,376	1,302	1,302	39,331

3. 社労士会所属法人会員数

平成26年3月31日 現在法人会員数	平成 26 年度		平成27年 3 月31日 現在法人会員数
	入会法人会員数	解散・廃止法人会員数	
660	115	23	752

II. 会 議

1. 総 会

- (1) 開 催 日 平成 26 年 6 月 30 日 (月)
- (2) 場 所 東京會館 (東京都千代田区)
- (3) 出席代議員数 197 人 (代議員総数 200 人)
- (4) 議 事

① 審議事項

- 第 1 号議案 平成 25 年度事業報告承認に関する件
- 第 2 号議案 平成 25 年度決算報告及び特別会計 (社会保険労務士会館、社会保険労務士試験、紛争解決手続代理業務試験、街角の年金相談センター) 決算報告承認に関する件
(監査報告)
- 第 3 号議案 平成 26 年度事業計画案審議に関する件
- 第 4 号議案 平成 26 年度収入支出予算案及び特別会計 (社会保険労務士会館、社会保険労務士試験、紛争解決手続代理業務試験、街角の年金相談センター) 収入支出予算案審議に関する件
- 第 5 号議案 理事及び監事補欠選任の承認に関する件

② 報告事項

- 第 1 号 社会保険労務士法の一部改正について
- 第 2 号 全国社会保険労務士会連合会共済会平成 25 年度事業報告及び決算報告並びに平成 26 年度事業計画及び収入支出予算について

2. 理事会・常任理事会

理事会及び常任理事会を各4回開催した。

回次・開催年月日・ 会場及び出席者	議 題
第129回常任理事会 (H26. 6. 4) 東京會館 大西会長ほか35人	審議事項 第1号議案 平成25年度事業報告(案)、決算報告(案)について (監査報告) 第2号議案 平成26年度事業計画(案)、収入支出予算(案)一部修正について 第3号議案 平成26年度通常総会付議事項及び運営について 第4号議案 監事の補欠選任について 第5号議案 情報公開規則及び準則の一部改正(案)について 報告事項 (1) 第8次社労士法改正について (2) 社労士のニーズに関する企業向け調査について (3) 「サイバー法人台帳 ROBINS」について (4) 医療労務コンサルタント研修実施状況について (5) 社労士制度導入支援に関するインドネシア共和国での現地調整について (6) 行政不服審査法の改正について (7) 全国社会保険労務士会連合会共済会平成25年度事業報告及び決算について (8) 全国社会保険労務士国民年金基金について

第 187 回理事会 (H26. 6. 4) 東京會館 大西会長ほか 83 人	審議事項 第 1 号議案 平成 25 年度事業報告（案）、決算報告（案）について（監査報告） 第 2 号議案 平成 26 年度事業計画（案）、収入支出予算（案）一部修正について 第 3 号議案 平成 26 年度通常総会付議事項及び運営について 第 4 号議案 監事の補欠選任について 第 5 号議案 情報公開規則及び準則の一部改正（案）について 報告事項 (1) 第 8 次社労士法改正について (2) 社労士のニーズに関する企業向け調査について (3) 「サイバー法人台帳 ROBINS」について (4) 医療労務コンサルタント研修実施状況について (5) 社労士制度導入支援に関するインドネシア共和国での現地調整について (6) 行政不服審査法の改正について (7) 全国社会保険労務士会連合会共済会平成 25 年度事業報告及び決算について (8) 全国社会保険労務士国民年金基金について
第 130 回常任理事会 (H26. 10. 21) パレスホテル東京 大西会長ほか 34 人	審議事項 第 1 号議案 理事の補欠選任について 第 2 号議案 第 8 次社労士法改正の現状等について 第 3 号議案 苦情処理相談窓口設置規程及び準則の一部改正（案）について 第 4 号議案 社会保険労務士試験の試験事務の実施について 報告事項 (1) 就業規則作成業務に関する日本行政書士会連合会からの文書について (2) 年金記録の訂正手続の創設について (3) 提携大学院との交流事業について (4) 平成 26 年度通常総会の総括について (5) 都道府県医師会等と連携したモデル事業の実施について (6) 保険業界における「委託型募集人の適正化」問題への対応について (7) サイバー法人台帳 ROBINS における「経営労務診断サービス」について (8) インドネシア共和国及び中華人民共和国の訪日対応状況について (9) 「社労士の日」の広報事業について (10) 「社労士」キャッチコピーの審査結果について (11) 街角の年金相談センターの状況について (12) 社労士会労働紛争解決センターあっせん申立件数等について (13) 国民年金基金加入促進に関するご協力をお願いについて

第 188 回理事会 (H26. 10. 21) パレスホテル東京 大西会長ほか 74 人	審議事項 第 1 号議案 理事の補欠選任について 第 2 号議案 第 8 次社労士法改正の現状等について 第 3 号議案 苦情処理相談窓口設置規程及び準則の一部改正（案）について 第 4 号議案 社会保険労務士試験の試験事務の実施について 報告事項 (1) 就業規則作成業務に関する日本行政書士会連合会からの文書について (2) 年金記録の訂正手続の創設について (3) 提携大学院との交流事業について (4) 平成 26 年度通常総会の総括について (5) 都道府県医師会等と連携したモデル事業の実施について (6) 保険業界における「委託型募集人の適正化」問題への対応について (7) サイバー法人台帳 ROBINS における「経営労務診断サービス」について (8) インドネシア共和国及び中華人民共和国の訪日対応状況について (9) 「社労士の日」の広報事業について (10) 「社労士」キャッチコピーの審査結果について (11) 街角の年金相談センターの状況について (12) 社労士会労働紛争解決センターあっせん申立件数等について (13) 国民年金基金加入促進に関するご協力をお願いについて
第 131 回常任理事会 (H27. 1. 15) パレスホテル東京 大西会長ほか 36 人	審議事項 第 1 号議案 平成 27 年度事業計画・収入支出予算（案）について 第 2 号議案 第 8 次社労士法改正について 第 3 号議案 研修規則一部改正（案）及び平成 27 年度研修計画（案）について 報告事項 (1) 「経営労務診断サービス」に関する伝達研修について (2) マイナンバー制度への対応について (3) 平成 27 年度広報計画について
第 189 回理事会 (H 27. 1. 15) パレスホテル東京 大西会長ほか 81 人	審議事項 第 1 号議案 平成 27 年度事業計画・収入支出予算（案）について 第 2 号議案 第 8 次社労士法改正について 第 3 号議案 研修規則一部改正（案）について 報告事項 (1) 「経営労務診断サービス」に関する伝達研修について (2) マイナンバー制度への対応について (3) 平成 27 年度広報計画について (4) 平成 27 年度研修計画について

第 132 回常任理事会 (H27. 3. 9) パレスホテル東京 大西会長ほか 35 人	審議事項 第 1 号議案 平成 27 年度事業計画（案）、収入支出予算（案）一部修正について 第 2 号議案 全国社会保険労務士会連合会会則、都道府県社会保険労務士会会則準則及び社会保険労務士法人届出事務取扱規程一部改正（案）について 第 3 号議案 研修規則一部改正（案）について 報告事項 (1) 業務監察事務実施要綱の改正について (2) マイナンバー制度に関する説明会について (3) 倫理委員会検討報告について (4) 平成 26 年度「社労士の日」全国一斉電話相談会について (5) 使用者賠償責任保険の導入について
第 190 回理事会 (H 27. 3. 9) パレスホテル東京 大西会長ほか 80 人	審議事項 第 1 号議案 平成 27 年度事業計画（案）、収入支出予算（案）一部修正について 第 2 号議案 全国社会保険労務士会連合会会則、都道府県社会保険労務士会会則準則及び社会保険労務士法人届出事務取扱規程一部改正（案）について 第 3 号議案 研修規則一部改正（案）について 報告事項 (1) 業務監察事務実施要綱の改正について (2) マイナンバー制度に関する説明会について (3) 倫理委員会検討報告について (4) 平成 26 年度「社労士の日」全国一斉電話相談会について (5) 使用者賠償責任保険の導入について

3. 正副会長会

正副会長会を13回開催した。

4. 各種の会議等

- (1) 社労士制度推進本部会議を1回開催し、第8次社労士法改正に向けた取り組みについて確認した。
- (2) 資格審査会を2回開催し、社労士法第14条の9第1項第3号の規定に基づく登録の取消しに関する審査及び連合会の業務実績評価を行った。
- (3) 綱紀委員会（田中一昭委員長）を1回開催し、苦情処理体制及び今後の運営方針について検討を行った。
- (4) 第8次社労士法改正推進委員会（堀谷義明委員長）を7回開催し、関係各方面と協議し、法改正項目の検討を行うとともに、一人法人制度創設に伴う諸規程の改正案を取りまとめた。
- (5) 社労士制度推進戦略会議を4回開催し、政府等が行う社労士制度又は労働社会保険制度に影響する事案の検討状況等について情報収集を行うとともに共有を図り、今後、連合会が取り組んでいくべき課題等について検討を行った。
- (6) 社労士制度推進戦略会議国際化部会（大西健造会長）を2回開催し、インドネシア共和国における社労士制度導入支援に向けた活動及び韓国公認労務士会との連携強化に注力することとし、必要な対応等について検討を行った。
- (7) 総務委員会（上原豊充委員長）を2回開催し、各種規程及び周年記念事業のあり方等について検討を行った。
- (8) 広報委員会（佐野美佐子委員長）を4回開催し、社労士の業域拡大につなげるための広域的な広報活動を継続して展開することとし、平成27年度広報計画を策定した。
- (9) 『月刊社労士』編集部会（寺田晃部会長）を12回開催し、『月刊社労士』の企画及び内容について検討を行った。
- (10) 研修委員会（小笠原俊介委員長）を4回開催し、平成27年度研修計画を策定するとともに、研修規則の一部改正及び倫理研修の実施方法について検討を行った。
- (11) 業務監察委員会（中岡研二委員長）を3回開催し、社労士の業域保全に向けた取り組みについて検討を行った。
- (12) 電子化委員会（新倉邦夫委員長）を2回開催し、電子申請利用促進策等について検討を行った。また、毎月開催される厚生労働省等関係行政機関との定期協議に参画し、利用促進に向けて折衝を行った。
- (13) マイナンバー制度検討部会（立岩優征部会長）を6回開催し、社労士事務所（社労士法人を含む。）が講ずるべきセキュリティ

対策等について検討を行った。

- (14) SRP 認証制度検討部会（立岩優征部会長）を 8 回開催し、マイナンバー制度に対応するため、現行の SRP 認証制度の見直しについて検討を行った。
- (15) 倫理委員会（渡邊勉委員長）を 7 回開催し、助成金不正受給手を防止するための e ラーニング研修用教材の作成、都道府県会及び連合会の苦情処理の対応、業務委託契約時の依頼者とのトラブル対応及び不適切な広告や情報発信について検討を行い、『月刊社労士』に倫理委員会だよりとして会員向けに周知した。
- (16) 業務改善委員会（桑原望委員長）を 2 回開催し、日本年金機構・全国健康保険協会との定例協議に向けた検討、SR 経営労務センターの未設置県会への支援、中小企業経営労務支援センターの設置に向けた検討、社労士法第 25 条の 38 に基づく厚生労働大臣に対する労働社会保険諸法令の運営の改善に関する意見の申出等について検討を行った。
- (17) 年金機構・協会けんぽ事務処理等検討部会（佐々木洋一部会長）を 3 回開催し、日本年金機構と連合会の間における定例協議会の協議事項について検討し、日本年金機構との協議会を 1 回開催した。
- (18) SR 経営労務センター推進部会（片岡正利部会長）を 2 回開催し、SR 経営労務センターにおけるマイナンバー制度への対応、電子申請の利用促進及び SR 経営労務センター未設置県の社労士会への設置要請について検討を行った。
- (19) 事業開発委員会（若林正清委員長）を 4 回開催し、医療、介護及び建設分野における業務領域拡大に向けた取り組み等について検討を行った。
- (20) 社会貢献委員会（内藤信之委員長）を 1 回開催し、成年後見制度及び学校における講義に関する今後の取り組みについて検討を行った。
- (21) 成年後見制度部会（大野弘部会長）を 2 回開催し、成年後見制度の取り組み支援のための具体的方策について検討を行った。
- (22) 医療業労務管理部会（若林正清部会長）を 1 回開催し、医療関係団体等との連携による医療分野における業務領域拡大に向けた取り組み等について検討を行った。
- (23) 介護事業労務管理研修制度構築プロジェクトチーム（小前和男委員長）を 2 回開催し、e ラーニングを活用した研修カリキュラムの策定及びレジュメの作成について検討を行った。
- (24) 社労士のニーズに関する調査プロジェクトチーム（大谷義雄委員長）を 3 回開催し、社労士のニーズに関する全国的な企業向け調査について、当該調査の内容及び対象等について検討を行った。

- (25) 街角センター推進委員会（大谷義雄委員長）を6回開催し、街角センターの運営及び予算執行に関する事項、運営本部における研修の実施、年金相談の質の向上策等に関する検討を行った。
- (26) 街角センター運営部長会議を2回開催し、平成27年度の業務の運営全般、特に運営本部における研修の実施等、相談員の質の向上策、制度周知広報の徹底及び適正な予算執行のあり方を検討するとともに、運営部の活動のあり方について意見交換を行った。
- (27) 街角センター センター（オフィス）長・受付・相談部門長会議を2回開催し、日本年金機構より講師を招き年金請求書等の効率的なチェック等の事務処理に関する説明及び各地域協議会からの推薦による街角センターのマナースタンダード検討委員によるマナーに関する研修を行った。
- (28) 社労士会労働紛争解決センター推進委員会（鬼頭統治委員長）を2回開催し、全国44ヶ所に設置されている社労士会労働紛争解決センター（以下「解決センター」という。）の利用促進に向けた広報活動等について検討を行った。
- (29) 社労士試験試験科目免除指定講習試験委員会を2回開催し、修了試験問題の決定及び成績の認定を行った。
- (30) 社労士賠償責任保険運営委員会（飯田政信委員長）を2回開催し、昨今の損害率上昇を受け、改善のための方策について検討を行った。
- (31) 社労士総合研究機構評議委員会（大西健造委員長）を1回開催し、平成26年度事業計画等について審議、決定を行った。
- (32) 社労士総合研究機構運営委員会（村田毅之委員長）を2回開催し、平成26年度プロジェクトの進捗状況を確認するとともに、平成27年度事業計画等について検討を行った。
- (33) 明治大学大学院経営学研究科推薦部会（大野実委員長）を2回開催し、平成27年度推薦希望者について論文審査等を行い、推薦者を決定した。また、入学を検討している社労士向けに10月に事前説明会を実施した。
- (34) 平成25年度本監査及び平成26年度中間監査を実施した。

5. 地域協議会

地域協議会を、北海道・東北地域2回、関東・甲信越地域5回、中部地域3回、近畿地域4回、中国・四国地域2回、九州・沖縄地域4回、また、事務局長会議を、中部地域1回、中国・四国地域1回、九州・沖縄地域において1回、それぞれ開催した。

Ⅲ. 事 業

I. 社労士法改正に関する事業

1. 第 8 次社労士法改正に関する事業

社労士の業務範囲の拡大と制度の充実を図るための社会保険労務士法の一部を改正する法律（案）については、全国政連による強力な要請活動により第 186 回通常国会において、6 月 13 日に衆議院に提出、6 月 18 日の衆議院厚生労働委員会及び 6 月 19 日の衆議院本会議で、いずれも全会一致で可決され、参議院に送られたが、会期末であったことから継続審議とされた。

第 187 回臨時国会では、11 月 11 日の参議院厚生労働委員会及び翌 12 日の参議院本会議において全会一致で可決、14 日には、再度衆議院厚生労働委員会において全会一致で可決、同日午後の衆議院本会議に緊急上程され全会一致で可決・成立し、21 日に平成 26 年法律第 116 号として公布された。

なお、3 月 6 日に施行期日に関する政令が公布、施行され、個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限の引上げ及び補佐人制度の創設については平成 27 年 4 月 1 日から、社員が一人の社会保険労務士法人については平成 28 年 1 月 1 日から、それぞれ施行されることとなった。

(1) 個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限の引上げ

厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を、120 万円（※現行は少額訴訟の上限額（60 万円））に引き上げること。（第 2 条第 1 項関係）

(2) 補佐人制度の創設

① 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができることとする。（第 2 条の 2 関係）

② 社会保険労務士法人が①の事務の委託を受けることができることについて規定すること。（第 25 条の 9 の 2 関係）

(3) 社員が一人の社会保険労務士法人

社員が一人の社会保険労務士法人の設立等を可能とすること。（第 25 条の 6 等関係）

Ⅱ. 社労士制度推進に関する事業

1. 社労士会労働紛争解決センターに関する事業

- (1) 解決センターの全都道府県への設置に向け、法務省への申請に必要な情報の提供及び支援を行った。
 - (2) 都道府県会の総合労働相談所における対面相談及び解決センターの利用促進を図るため、昨年度に引き続き電話相談窓口（職場のトラブル相談ダイヤル）を設置し、2,219 件の相談を受け、うち 281 件を都道府県会に転送した結果、23 件が申立てとなった。
 - (3) 職場のトラブル相談ダイヤルのポスター、チラシの作製を行い、都道府県会、法テラス、経営者 4 団体等、関係機関の協力を得て広報活動を行うとともに、インターネットの主要なポータルサイトにおける広告掲載を実施した。
- なお、既に開設されている解決センターにおける本年度の受付件数は、全国で 209 件であった。

2. 事業開発に関する事業

- (1) 医療業界における業務領域の拡大を進めるため、医療労務コンサルタントが医療機関における労務管理の業務を受託する機会の増加を図るための施策として、医療機関を対象とする電話相談対応等のモデル事業を 11 都県の社労士会で試行的に実施することとして、同事業の実施要領を策定するとともに、円滑な実施に向けて意見交換会を開催した。
- (2) 介護業界における業務領域の拡大を進めるため、介護事業労務管理研修制度を構築し、社労士研修システムにおいて研修教材の配信を開始した。
- (3) 建設業界における業務領域の拡大を進めるため、都道府県会による取り組み事例を収集し、他の都道府県会の取り組みに資するよう情報提供を行った。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するサイバー法人台帳 ROBINS 事業に参加する会員に対する支援として、経営労務診断サービスについて 12 都道府県会における説明会を行い、全国でのサービス展開につなげた。また、同サービスの普及と適正かつ円滑な実施に資するため、各地域協議会の講師候補者 24 人を対象に伝達研修を開催した。
- (5) 保険業界における委託型募集人の適正化への対応として、保険会社及び保険代理店に社労士の業務内容の周知を図るとともに、保険代理店等からの相談及び業務依頼につなげるためのチラシを作製し、一般社団法人日本損害保険協会会長あて周知依頼を行った。

3. 社労士のニーズに関する調査事業

社労士制度創設 50 周年を見据え、同制度の未来展望を描き、より一層国民から信頼される士業となるべく、今後の広報及び研修等に関する諸施策の検討並びにこれまで実施してきた諸施策の検証等に資するため、全国の企業に社労士のニーズに関する調査を実施し、集計及び分析を開始した。

4. 中小企業支援に関する事業

社労士会中小企業経営労務支援センターについて更なる設置に向けた検討を行うとともに、実情に応じた事業主向け相談窓口のあり方について検討を行った。

5. 業務侵害行為の防止対策に関する事業

- (1) 社労士法に違反し、業務を侵害又は侵害する恐れのある行為に適切な措置を講ずるため、業務監察事務実施要綱の見直しを行うとともに、会員に向けて業務侵害・業際問題について『月刊社労士』に記事を掲載し周知・広報を図った。
- (2) 日本行政書士会連合会ウェブサイト（行政書士検索システム）における行政書士の「主な取扱い業務」の中に、社労士の独占業務である「社会保険・労働保険」という検索項目が設けられており、当該項目を主な取扱い業務としている行政書士が検索された状況に鑑み、当該ウェブサイトによる表示が、国民に行政書士が「社会保険・労働保険」に係る業務を行うことができるとの誤解を招きかねず、行政書士自身においても「社会保険・労働保険」に係る業務を行い得るとの誤った認識を助長することが懸念されるため、社労士の職業上の権利義務を明らかにし、業域の保全を図るために、都道府県会の協力を得て、当該行政書士に対し、直ちに掲載の内容を変更するよう申入れを行った。
- (3) 就業規則作成業務を業として受託していると思料される行政書士事務所及び行政書士法人のウェブサイト等が散見される状況に鑑み、都道府県会の協力を得て、当該行政書士事務所及び行政書士法人に対し、不適当な表現であり直ちに是正するよう申入れを行った。

6. 電子化に関する事業

- (1) マイナンバー制度へ対応するため、内閣官房、特定個人情報保護委員会、厚生労働省及び日本年金機構と連携し情報収集に努めるとともに、社労士業務に及ぼす影響に鑑み、制度の概要、ガイドラインに基づくセキュリティ対策及び手続等の周知を図るためマイナンバー制度に関する説明会を開催し、都道府県会のマイナンバー担当者 75 人が参加した。また、同説明会の動画を社労士研修システムで配信するとともに DVD を都道府県会へ提供した。
- (2) 『月刊社労士』等において電子申請の必要性を取り上げるとともに、総務省と協力して e-Gov オンライン申請講習会へ参加する等、電子申請に関する広報を行った。また、高年齢雇用継続給付支給申請書等の電子申請マニュアル及び年度更新の電子申請動画マニュアルを作成した。なお、年度末現在の電子証明書所持者数は、11,259 人となっている。
- (3) 電子申請のヘルプデスク設置によるサポート及び研修会の開催等、都道府県会の実情に応じた利用促進活動が円滑に実施されるため支援を行った。
- (4) 年度更新及び算定基礎届の時期並びに年度末において、電子申請に精通した社労士が常駐するヘルプデスクを設置し、886 件の問い合わせに対応した。
- (5) 厚生労働省及び関係行政機関等と電子申請の利用促進を図ることを目的として、毎月定期的に協議を行い、e-Gov 及び労働社会保険の各システムの改善に関する意見交換を行い要望した。その結果、日本年金機構へ提出する全ての届出書が電子申請可能となるとともに PDF 形式の電子添付書類の利用が可能となった。また、労働基準法関係手続の事業主電子証明書の省略については、引き続き強力な働きかけを行った。

7. 国際化活動に関する事業

- (1) インドネシア共和国における社会保障制度の適用拡大等の技術的支援について、社労士制度推進戦略会議国際化部会委員が 4 月に同国を訪問し、日本の社会保障制度及び社労士制度の説明及び意見交換並びに同国の意向確認等、現地での調整を行った。また、同国政府の要請を受け、8 月に行われた同国訪問団による調査に対応し、同国大使館をはじめ、厚生労働省、JICA 等関係機関と連携して、同制度に関する説明及び意見交換を行った。さらに、JICA によるインドネシア共和国社会保障制度強化プロジェクトの一環として予定される研修のための現地基礎調査について、JICA から公式に調査団員派遣の要請があり、同部会委員が 3 月に調査団員として対応を行った。

- (2) ILO ジャカルタ及び ILO バンコク事務所共催の雇用社会保障制度（BPJS 雇用）に関する技術ワークショップの実施に際し、ILO から公式に講師派遣の要請があり、6 月に同部会委員が講師及びパネルディスカッションにおけるパネラーとして参加した。また、12 月に ILO 駐日事務所を訪問し、上岡駐日代表と大西会長との間で会談を行い、企業におけるディーセントワークや労働 CSR に関する取り組みの促進等、ILO の施策の推進において、社労士が担うべき役割や今後の組織的な連携について意見交換を行った。
- (3) JICA の要請により、8 月に中国労働保障監察行政官研修を東京都社労士会とともに開催した。
- (4) 2 月に駐日本国大韓民国大使館の洪東昊経済公使と大西会長との間で会談を行い、同国大使館が開催する在日韓国企業を対象とした日本の労働事情・労務管理に関するセミナーに協力する等、今後の連携について意見交換を行った。

8. 社労士総合研究機構に関する事業

- (1) 以下のプロジェクトを設置した。

メ ン バ ー	テ ー マ
東京都社労士会 原佳奈子氏 ほか 3 人	公的年金制度及びその周辺知識に関する研修制度構築プロジェクト
大阪大学大学院法学研究科 教授 福井康太氏 ほか 1 人	社労士の業務が中小企業のコンプライアンスに及ぼす効果に関する調査研究
天野メンタルコンサルティング 代表 天野常彦氏 ほか 2 人	社労士の業務が中小企業の業績に及ぼす効果に関する調査研究
産業医科大学産業生態科学研究所 教授 森晃爾氏	社労士の業務が中小企業の産業保健に及ぼす効果に関する調査研究
近畿大学法学部 教授 三柴丈典氏	社労士の業務が中小企業のコンプライアンス・業績・産業保健に及ぼす効果に関する調査研究

- (2) 以下の研究プロジェクトの研究報告書について、冊子の作製及びホームページでの公開を行った。また、冊子は国立国会図書館へ納本し、同館の蔵書検索・申込システムに搭載された。

メンバー	テーマ
亜細亜大学経済学部 教授 権丈英子氏 ほか1人	ヨーロッパにおける非典型雇用の現状と課題
東北文化学園大学医療福祉学部 教授 西本典良氏 ほか2人	障害者就労におけるディーセントワーク実現の課題
大阪大学大学院法学研究科 教授 福井康太氏 ほか2人	社労士の業務が中小企業のコンプライアンスに及ぼす効果に関する調査研究
天野メンタルコンサルティング 代表 天野常彦氏 ほか2人	社労士の業務が中小企業の業績に及ぼす効果に関する調査研究
産業医科大学産業生態科学研究所 教授 森晃爾氏 ほか2人	社労士の業務が中小企業の産業保健に及ぼす効果に関する調査研究
近畿大学法学部 教授 三柴丈典氏	社労士の業務が中小企業のコンプライアンス・業績・産業保健に及ぼす効果に関する調査研究

- (3) 英国ベヴァリッジ報告翻訳出版（主任研究員：一圓光彌氏（関西大学名誉教授））の成果をとりまとめ、書籍『ベヴァリッジ報告～社会保険および関連サービス～』（法律文化社）として10月に発刊した。
- (4) テキスト『労務コンプライアンス審査の実践』（作成：森井博子氏（東京都社労士会）、森井利和氏（弁護士））を作製し、社労士研修システムにおいて同テキストの解説動画の配信を行った。
- (5) 提携大学院修了生及び在学生との交流事業として、12月に提携大学院修了生等交流会を開催した。また、今後の各種施策に必要な協力を得るため、提携大学院修了生の研究分野等を把握することを目的として、修士論文等の研究成果を記載した履歴書の提供を依頼した。
- (6) 立教大学のインターンシップ実習生受入依頼に基づき、同大学の学生1人を受け入れることとし、東京都社労士会の協力を得て、2週間のインターンシップ実習を行った。
- (7) 平成26年前期・後期の明治大学リバティアカデミービジネスプログラムに後援講座を開講した。

9. 社労士個人情報保護事務所（SRP）認証の推進に関する事業

第11回認証を行い、新たに169事務所を認証した。また、第4回更新の認証を行い635事務所が更新され、認証事務所数が、1,582事務所となった。また、いわゆるマイナンバー法施行に伴い、今後の新たな認証制度の検討を行った。

10. 政府・行政機関等への提言に関する事業

国民の生活に密着し社労士が関わるべきテーマに関する意見として、4月に新たな労働時間制度の創設に関する考え方、8月に年金記録訂正手続の創設に関する意見を表明した。

11. 関係団体との交流に関する事業

- (1) 関係各方面との良好な協力体制をより一層発展させるため、労使関係団体及び士業関係団体等の総会、新春賀詞交歓会等に出席し、意見交換を行う等、積極的に交流を行った。
- (2) 公益社団法人日本医師会の勤務医の健康支援に関する検討委員会、公益社団法人日本看護協会の看護職のワークライフバランス推進検討ワーキング・グループ及び一般社団法人日本産業カウンセラー協会のこころの耳委員会等に労務管理及び労働社会保険の専門家の立場から、委員として参画した。

Ⅲ. 社会貢献に関する事業

1. 災害復興に関する事業

- (1) 東日本大震災の被災地における地域復興支援活動を継続して行うとともに、突発的に発生した自然災害について、地域の要請等も踏まえ、支援活動を行った。
- (2) 政府主催の東日本大震災四周年追悼式（3月11日）に参列した。

2. 街角の年金相談センター運営に関する事業

- (1) 街角センターの業務運営の適切な実施を確認及び推進するため、街角センター推進委員会委員による街角センターへの計画的な指導監査を開始した。
- (2) 街角センターの業務を適切に実施するため、相談員研修を毎月実施するとともに、センター（オフィス）長及び受付・相談部門長参加の会議を開催し、職員及び業務委託契約社労士の資質の向上に努めた。
- (3) 街角センターの年金相談の基本となるマナースタンダードを向上させるため、各地域協議会からの推薦による街角センターのマナー検討委員及び街角センターの相談員によってマナースタンダード及びマナーを題材としたDVDを作製し、毎月実施する相談員研修において活用した。

また、運営本部に研修室を設け、3台のウィンドウマシンを配置する等の実践を想定した年金相談実務者研修の実施及び毎月実施する相談員研修に派遣する講師の養成研修等を実施した。

- (4) 街角センター未設置県の解消を図るため、日本年金機構と折衝を行い、平成27年度中に福井県、和歌山県及び宮崎県にオフィスが増設されることとなった。
- (5) 街角センターを適正に運営した結果、863,009件の相談があり、アンケートの調査においては十分な満足度を得る結果となった。

3. 学校教育に関する事業

- (1) 都道府県会が独自に取り組む学校教育事業を支援するためテキストを改訂し、新たに50,000部作製するとともに、36都道府県会へ46,020部提供した。

- (2) 次世代を担う生徒・学童に向けた社会保障教育の推進を図ることを目的に厚生労働省に設置された社会保障の教育推進に関する検討会に参画した。

4. 成年後見制度への対応に関する事業

- (1) 一般社団法人社労士成年後見センターを設立した4都県会に、設立に関する支援を行った。
- (2) 都道府県会が成年後見人養成研修を実施する際に使用する研修講義DVDを一部改訂するとともに、研修用教材の改訂版を作成し、都道府県会が実施する成年後見制度に関する研修への支援を行った。
- (3) 成年後見制度に関する社労士の取り組みをPRするためのチラシを10,000枚作成し、24都道府県会へ提供した。

5. 日本司法支援センター（法テラス）への協力に関する事業

職場のトラブル相談ダイヤル、総合労働相談所に寄せられる相談について、法テラスからの紹介によるものが4割を越えている状況に鑑み、法テラスのコールセンターが行う職員向けの説明会において、社労士の専門分野に関する相談については、解決センター及び総合労働相談所を紹介するよう周知し、理解の促進を図った。

6. 労働条件審査への取り組みに関する事業

都道府県会における労働条件審査の導入提案の実施状況及び導入実績に関する調査、取りまとめを行い、都道府県会との情報の共有を図った。

IV. 資質向上に関する事業

1. 社労士の品位保持に関する事業

- (1) 不適切な広告や情報発信について会員が共通認識として共有しうる最低限のガイドラインを策定し、このガイドラインをもとに『月刊社労士』において記事を掲載し、会員へ解りやすく周知広報を行った。
- (2) 助成金業務チェックマニュアルを作成のうえ、同マニュアルを教材としたeラーニング研修を作成し、4月7日、雇用関係の各助成金申請事務に係るコンプライアンス・チェックマニュアルを社労士研修システムに搭載した。
- (3) 社労士が業務委託契約を締結する際に注意すべきポイントをとりまとめ、『月刊社労士』に記事を掲載した。
- (4) 現状の苦情対応状況における問題点等の整理を行い、苦情処理相談窓口設置規程及び苦情処理相談窓口設置規程準則を改正及び苦情処理相談窓口運営要領を作成した。

2. 体系的研修の実施に関する事業

- (1) 労務管理及び労働社会保険に関する専門家として国民から一層の信頼を得るためには、登録入会の時点で、一定水準の業務遂行能力を習得することが必要であることから、新規入会者研修・開業準備研修の研修内容及び教材の更なる充実に向け検討を行うとともに、研修規則の一部改正を行った。

- (2) いつでも、どこでも、何度でも受講し、資質の向上に努められるよう社労士研修システムを活用して、eラーニングにおいて新たな研修教材の配信を開始した。また、昨年度に引き続き、社会保険・労働保険手続便覧を掲載した。

研 修 名	配 信 日
「雇用関係の各助成金申請事務に係るコンプライアンス・チェックマニュアル」第1章～第2章	4月 7日
提携大学院修了生等交流会	2月 2日
労務コンプライアンス審査の実践	3月 4日
マイナンバーに関する説明会	3月 6日
セクハラ・パワハラのない職場環境づくりのために ～リスクマネジメントの視点で社労士として取り組みたいこと～	3月 16日
メンタルヘルス対策と社会保険労務士の役割	3月 16日
介護事業労務管理研修（Ⅰ．背景～Ⅳ．介護従事者の特性とキャリアアップ）	3月 30日

3. 地域協議会及び都道府県会が実施する研修に関する事業

- (1) 職業倫理の徹底を図るため、平成26年度倫理研修実施計画等を策定し、都道府県会において社労士が5年に1度必ず受講しなければならない義務研修として実施し、受講対象者10,505人に対し7,487人が受講した。また、全国統一の内容による研修の実施を図るべく、都道府県会における実施状況のヒアリングを行い、より効果的な実施について検討を行うとともに、倫理研修テキスト等を提供した。
- (2) 医療業界におけるビジネス業域の拡大に向け、医療労務コンサルタント研修を都道府県会において実施し、4,000人が修了した。また、医療労務コンサルタントを対象に医療機関における労務管理に関するより高度な知識・能力、特に実務能力の向上を目的とした医療労務コンサルタント研修フォローアップ研修の実施に向けて要領を作成し、同研修を行う都道府県会に提供した。
- (3) 新規入会者用の研修教材として新規入会者研修用資料、社会保険・労働保険手続便覧及び事務所開設と運営マニュアル等の教材及び補助資料を都道府県会に提供した。

(4) 地域協議会の研修

① 労務管理研修

地 域 区 分	開 催 地	実 施 日	研 修 事 項	受講者数 (人)
北海道・東北	札幌市	7月18日	「労働紛争予防と解決の手引き」～時間外請求への対応・解雇紛争・パワハラ問題の実務上の留意点～	202
	盛岡市	9月18日	1. 「社労士制度推進戦略室5本柱の将来展望」～取り組み、成果について～ 2. 「未払い残業代請求対策」～社労士だからできる事前対策～	93
	青森市	11月10日・11日	1. 「有期労働契約をめぐる法規総ざらいと実務対応」 2. 「経営労務監査について」 3. 「労使紛争の予防と解決―社会保険労務士の役割」 4. 「労働審判の現状と社会保険労務士の役割～理論（大学教授）と実務（弁護士）双方の観点から	77
	山形市	11月14日	1. 「職場のメンタルヘルス対策における予防と早期対応」 2. 「合同労組及びユニオンへの対応について」	83
関東・甲信越	東京都港区	3月5日	1. 基調講演「社労士としての使命」 2. 分科会「①安全配慮義務とリスクアセスメント」、「②職場のハラスメントとメンタルヘルス」、「③大規模病院の労務管理」、「④労働条件審査の実務」、「⑤中小企業だからできるインターンシップについて」、「⑥中小企業のためのモデル就業規則」	180
中部	名古屋市	11月26日	「労働紛争の解決・予防と労働条件の変更」	276
	津市	2月13日	「労働者派遣法など最近の労働立法の動向」	176
	金沢市	3月6日	「多様な従業員をめぐる法的留意点と対応策」～今後の雇用社会を見据えた法的論点を整理する～	156
近畿	大阪市	2月13日	1. 「労働判例に学ぶ予防的労務管理」 2. 「最近の労働紛争の実際と社労士のかかわりについて」	275
中国・四国	広島市	8月29日・30日	「社労士業務を民法等から考える」	319

九州・沖縄	福岡市	9月26日・27日	1.「障害年金業務の現状と展望～ビジネスと社会貢献のはざままで～」 2.「社労士にとって必要な経営数字とその有効活用法」 3.「メンタルヘルス問題についての現状」	168
	那覇市	11月28日	「これからの法改正を読み解くために必要な労働時間の基礎知識～多様な労働時間制度の視点～」	100
	糟屋郡久山町	2月20日・29日	「コーチング研修～顧問先を元気にするために～」	36
計				2,141

② セミナー等

地域区分	開催地	実施日	研修事項	受講者数(人)
近畿	奈良市	11月11日	「雇用制度改革の行方」	345
中国・四国	高松市	9月28日・29日	1. 基調講演「明日の社会保険労務士」 2. パネルディスカッション「全国社会保険労務士会連合会『社労士制度推進戦略室～5つの基本的スタンス～』」	203
計				548

(5) 研修規則に基づき、研修の種類別に都道府県会等が行う研修の項目、講義時間及び実施方法等を具体的に定めた平成27年度研修計画を策定した。

V. 広報に関する事業

1. 国民に向けた広報に関する事業

- (1) 社労士制度の理解促進のため、社労士業務紹介動画を2本作成し、ホームページにおいて公開するとともに、都道府県会におけるPR用に動画素材の提供を行った。
- (2) 社労士のイメージの向上とブランド力の確立のため、キャッチコピーの募集を行い、1,389件の応募の中から「支えます！ 職場の安心 企業の未来」を社労士のキャッチコピーに決定し、『月刊社労士』やホームページ、ポスター・チラシ等の各種印刷物ははじめとした、さまざまな広報活動に活用した。
- (3) 7月の労働保険年度更新、社会保険算定基礎届の時期に社労士の有用性等と業務侵害行為について広報するため、都道府県会におけるPR用に、4月にポスター4,580枚、チラシ107,000枚を作製し、提供した。
- (4) 10月の社労士制度推進月間において、社労士の有用性について広報するため、ホームページにおいて社労士会セミナーの開催日程を周知するとともに、都道府県会におけるPR用に、社労士のキャッチコピーを入れたポスター（5,300枚）・チラシ（145,000枚）・ポケットティッシュ（220,000個）・クリアファイル（135,000枚）を、また、社労士会セミナーを開催した29都道府県会に、セミナー資料（7,220部）を提供した。
- (5) 社労士制度とその有用性の理解促進のため12月2日を社労士の日として、「ブラック企業に、しない！ ならない！ 全国の経営者と労働者を応援する相談ダイヤル」を設け、報道関係62社にプレスリリースを行い、都道府県会において無料電話相談会を実施した結果、新聞22紙、テレビ3社で報じられた。

2. 社労士に向けた広報に関する事業

- (1) ホームページにおいて、第8次社労士法改正情報をはじめとした社労士向けの業務関連情報等を速やかに掲載するとともに、更新を随時行った。
- (2) 『月刊社労士』10月号及びホームページにおいて読者アンケートを実施し、アンケート結果に基づき、誌面構成の見直しについて検討を行った。
- (3) 社労士制度の周知を目的とした社労士業務PR用リーフレット、特定社労士業務PR用リーフレットについて、頒布を行った。また、社労士はホームページより無料ダウンロードして活用できる取り扱いとした。

3. 関係機関・報道機関等との連携による広報に関する事業

- (1) 10月の社労士制度推進月間における社労士会セミナーを日本商工会議所の協力を得て実施した。
- (2) 社労士の活動に関する報道発表を行うとともに、日本経済新聞及び労働社会保険関係誌に社労士制度に関する広告を掲載した。

VI. 行政機関等への連携に関する事業

1. 厚生労働省との連携に関する事業

- (1) 医療法の改正に基づき都道府県会が設置する医療勤務環境改善支援センター（コーナー）について、適宜情報収集及び情報展開する等、都道府県会に協力した。
- (2) 「年金の日（仮称）」検討会に参画し、11月30日（いいみらい）を年金の日として決定することに参与するとともに、関係する各種行事等に積極的に対応した。
- (3) 社労士の専門性を活かし、年金に対する国民からの信頼回復に資するため、厚生労働省に設置された社会保障審議会年金記録訂正分科会に参画した。

2. 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業

- (1) 街角センター及び年金事務所等における窓口業務（都道府県会受託）に関して、日本年金機構本部と定例会議を4回、事務連絡会議を4回実施し、連携のあり方を検討した。
- (2) 社労士の業務に関する日本年金機構の事務処理のあり方等について日本年金機構と協議するための定例協議会を1回開催した。また、全国健康保険協会との定期的な協議の開催に向け予備打合せを1回実施した。
- (3) 日本年金機構の業務運営に有識者の意見を反映させることを目的として設置された日本年金機構運営評議会に参画した。
- (4) 全国健康保険協会の業務の適正な運営に資するため、全国健康保険協会に設置された全国健康保険協会運営委員会に参画した。

3. 総務省との連携に関する事業

- (1) 社労士が総務省の行政相談委員に委嘱されるよう、都道府県会とともに活動を行い、40人が委嘱されることとなった。
- (2) 年金記録確認第三者委員会（中央・地方）に引き続き協力し、年金に関する国民の権利救済に寄与した。

4. 中小企業庁・日本政策金融公庫との連携に関する事業

- (1) 中小企業基本法に関する重要事項を調査審議することを目的として設置された中小企業政策審議会に参画した。

- (2) 小規模企業共済法に基づく共済金の支給率等、共済関係の法律に基づく事項について審議することを目的として設置された中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会に参画した。
- (3) 日本政策金融公庫の企画した創業支援セミナー及び中小企業経営支援セミナーに参画した 46 都道府県会に、セミナー教材を 8,675 部提供した。

5. 法務省との連携に関する事業

法務省が業務の民間委託を行う際に労働条件審査を入札要件とすべく、引き続き要請を行った。

6. 国土交通省との連携に関する事業

- (1) 国土交通省が推進する建設業の社会保険未加入対策への協力要請に応じ、社会保険未加入対策推進協議会に参画するとともに、前年度に引き続き一般財団法人建設業振興基金と連携し、建設業者及び建設業関連団体（以下「建設業者等」という。）からの社会保険加入に関する相談業務を行った。
- (2) 引き続き、建設業者等向けセミナー資料及び研修教材について、要請に応じて都道府県会に提供した。

7. 農林水産省との連携に関する事業

農林水産省が開催する農作業安全確認運動推進会議（8 月、2 月）に参画し、農業者への労災加入促進等における社労士の有用性について、関係者への理解の促進を図った。また、同省の要請に応じて、同省が推進する農作業安全確認運動に関する施策についてホームページに掲載する等、周知を図った。

VII. 諸事業

1. 登録等に関する事業

(1) 個人会員登録状況

新規登録 2,262 人、登録抹消 1,376 人、登録事項変更 3,566 人で都道府県別概況は、別表(2)のとおりである。

(2) 法人会員登録状況

新規登載 115 法人、解散・廃止 23 法人、登載事項変更 231 法人で都道府県別概況は、別表(3)のとおりである。

(3) 紛争解決手続代理業務付記状況

付記 789 人、付記抹消 0 人で都道府県別概況は、別表(4)のとおりである。

2. 社労士試験事務等の実施に関する事業

(1) 社労士試験、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験に関する事業を都道府県会の協力を得て、適正に実施した。

① 第 46 回社労士試験事務を都道府県会の協力を得て、次のとおり実施した。

i 第 46 回社労士試験の実施結果

試 験 日	8 月 24 日 (日)
合格者発表日	11 月 7 日 (金)
受験申込者数	57,199 人
受 験 者 数	44,546 人
受 験 率	77.9%
合 格 者 数	4,156 人
合 格 率	9.3%
試 験 地	北海道、岩手県、宮城県、山形県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、 広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県

ii 各種会議の開催

試験事務責任者会議、試験事務運営委員会、試験実施地協議会を各 1 回、及び試験実施地別総括会議を 5 会場（東京都、愛知県、大阪府、徳島県及び福岡県）で各々 1 回開催した。

② 第 10 回紛争解決手続代理業務試験事務を都道府県会の協力を得て、次のとおり実施した。

i 第 10 回紛争解決手続代理業務試験の実施結果

試 験 日	11 月 22 日（土）
合格者発表日	3 月 19 日（木）
受験申込者数	1,164 人
受 験 者 数	1,139 人
受 験 率	97.9%
合 格 者 数	710 人
合 格 率	62.3%
試 験 地	北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県

ii 会議の開催

試験事務運営委員会を 1 回開催した。

③ 特別研修

第10回特別研修を都道府県会の協力を得て、次のとおり実施した。

i 第10回特別研修の実施結果

実 施 期 間		9月27日(土)～11月22日(土)
受 講 者 数		838人
修 了 者 数		824人
修 了 率		98.3%
実 施 地	中央発信講義 及びグループ研修	各都道府県
	ゼミナール	北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、 大阪府、兵庫県、広島県、福岡県

ii 中央発信講義及びゼミナールの聴講制度を実施し、全国で8人が聴講した。

iii 各種会議の開催

グループリーダー伝達研修及びゼミナール全国講師団連絡会を各1回開催した。

(2) 紛争解決手続代理業務試験に向けて、特別研修修了者等を対象にした研修を都道府県会が自主的に実施できるよう特別研修教材の提供等について支援を行った。

3. 試験科目免除等の講習に関する事業

(1) 社労士試験に関する試験科目免除のための講習を次のとおり実施した。

講 習 科 目	申込者数（人）	修了者数（人）
1. 労働者災害補償保険法	62	30
2. 雇用保険法	52	29
3. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	7	5
4. 厚生年金保険法	63	35
5. 国民年金法	18	15
6. 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	100	53
延 べ 人 員 数	302	167
実 人 員 数	142	95

(注) 通信指導は、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 6 月間

面接指導は、平成 27 年 3 月 16 日から平成 27 年 4 月 4 日までの 18 日間

(2) 社労士となるために必要な 2 年の実務経験に代わる労働社会保険諸法令関係事務指定講習を次のとおり実施した。

第 33 回（平成 25 年度）					第 34 回（平成 26 年度）			
実施期間		開催地	申込者 （人）	修了者 （人）	実施期間		開催地	申込者 （人）
通信指導	面接指導				通信指導	面接指導		
H26.2.1 }	H 26 年 7.15 ～ 7.18	東京 A	558	541	H27.2.1 }	H 27 年 7.14 ～ 7.17	東京 A	699
	8.12 ～ 8.15	東京 B	376	368		8.18 ～ 8.21	東京 B	544
	8.26 ～ 8.29	愛 知	154	143		8.31 ～ 9 .3	愛 知	231
	7.29 ～ 8 .1	大 阪	368	350		8. 4 ～ 8 .7	大 阪	565
H26.5.31	9.16 ～ 9.19	福 岡	125	117	H27.5.31	9.15 ～ 9.18	福 岡	169
計			1,581	1,519	計			2,208

(注) 通信指導は 4 月間、面接指導は 4 日間（1 日 6 時間・計 24 時間）

第 34 回（平成 26 年度）の面接指導は、平成 27 年度に実施

4. 社会保険労務士賠償責任保険等に関する事業

- (1) 開業社労士及び社労士法人の社員の全員加入を推進するため、未加入者（開業社労士・社労士法人の社員）を対象に制度案内を送付するとともに、都道府県会の協力を得て、都道府県会会報等への広告掲載等による周知を行った。また、保険事故未然防止に向けた取り組みとして、都道府県会実施の研修会において、引受保険会社の協力を得て、具体的な事故事例に基づく研修を実施した。
- (2) 従業員の業務災害・通勤災害に伴う法律上の賠償責任等を補償する新たな商品として、使用者賠償責任保険を導入し、事務所数 90 件（事務所人数 1,097 人）の加入があった。

5. 都道府県会の事務局体制の整備に関する事業

平成 25 年度末登録者数 250 人以下の 15 県会について、小規模県会支援を実施した。

6. 出版・頒布に関する事業

社労士法詳解、社会保険労務六法、社会保険労務ハンドブック、実務相談及び社労士手帳等、社労士の日常業務に役立てられる実務的な書籍について出版・頒布を行った。

頒 布 品 目	頒 布 総 数
社 労 士 法 詳 解	42 冊
社 会 保 険 労 務 六 法	181 冊
社会保険労務ハンドブック	362 冊
社 会 保 険 の 実 務 相 談	256 冊
労働基準法の実務相談	260 冊
労働保険の実務相談	250 冊
社 労 士 手 帳	24,589 冊
労働社会保険諸法令テキスト	149 セット

7. 福利厚生に関する事業

全国社会保険労務士会連合会共済会において、既存商品の見直し及び商品の追加等の検討を行い、次年度以降の導入に向けた準備を進めることとした。また、福利厚生制度の充実強化を図るため、都道府県会の協力を得て、より多くの会員に利用されるよう事業の周知に努めた。

8. 全国社会保険労務士厚生年金基金及び全国社会保険労務士国民年金基金への協力に関する事業

全国社会保険労務士厚生年金基金については、清算に関する事務が円滑に実施されるべく協力を行った。また、全国社会保険労務士国民年金基金については、引き続き加入者の増員策に協力した。

9. S R 経営労務センターの協力等に関する事業

SR 経営労務センターの全都道府県設置に向けて、未設置県の社労士会（8 県）の設置支援に向けた検討を行うとともに、SR 経営労務センターにおけるマイナンバー制度への対応、電子申請の利用促進に関する支援方法について検討を行った。

10. その他の事業

(1) 叙勲等表彰関係

斯業の発展に寄与した功勞により、1 人が叙勲、2 人が褒章を受章し、厚生労働大臣表彰を 1 人が受賞した。

(2) 諸帳票用紙等の作製頒布

社労士の業務に必要な領収書等諸帳票を作製頒布した。

(3) 平成 27 年新春賀詞交歓会の開催

1 月 15 日、全国政連との共催により新春賀詞交歓会を開催した。なお、同交歓会には厚生労働大臣、国会議員及び関係者等 600 人を超える出席者を得た。

別表 (1)

全国社会保険労務士会連合会会員名簿

H27. 3.31 現在

都道府県会	区 分	会 長 名	所 在 地	電 話 番 号
1	北海道社会保険労務士会	村上 三基夫	〒 064-0804 札幌市中央区南 4 条西 11 丁目 サニー南四条ビル 2F	011-520-1951
2	青森県社会保険労務士会	葛 西 一 美	〒 030-0802 青森市本町 5-5-6	017-773-5179
3	岩手県社会保険労務士会	白 木 和 久	〒 020-0821 盛岡市山王町 1-1	019-651-2373
4	宮城県社会保険労務士会	長 瀬 里 志	〒 980-0014 仙台市青葉区本町 1-9-5 五城ビル 4F	022-223-0573
5	秋田県社会保険労務士会	館 岡 睦 彦	〒 010-0921 秋田市大町 3-2-44 大町ビル 3F	018-863-1777
6	山形県社会保険労務士会	岩 城 愼 二	〒 990-0025 山形市あこや町 2-3-1 錦産業会館 2F	023-631-2959
7	福島県社会保険労務士会	金 子 昌 明	〒 960-8252 福島市御山字三本松 19-3 第 2 信夫プラザ 2F	024-535-4430
8	茨城県社会保険労務士会	森 田 信 雄	〒 310-0815 水戸市本町 3-20-8 本町壱番館ビル 2F	029-226-3296
9	栃木県社会保険労務士会	藤 沼 清 市	〒 320-0851 宇都宮市鶴田町 3492-46	028-647-2028
10	群馬県社会保険労務士会	藤 井 良 昭	〒 371-0846 前橋市元総社町 528-9	027-253-5621
11	埼玉県社会保険労務士会	石 倉 正 仁	〒 330-0063 さいたま市浦和区高砂 1-1-1 朝日生命浦和ビル 7F	048-826-4864
12	千葉県社会保険労務士会	渡 邊 勉	〒 260-0015 千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル 7F	043-223-6002
13	東京都社会保険労務士会	大 野 実	〒 101-0062 千代田区神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア 4F	03-5289-0751
14	神奈川県社会保険労務士会	山 本 暁	〒 231-0016 横浜市中区真砂町 4-43 木下商事ビル 4F	045-640-0245
15	新潟県社会保険労務士会	坂 西 輝 男	〒 950-0087 新潟市中央区東大通 2-3-26 プレイス新潟 1F	025-250-7759
16	富山県社会保険労務士会	鎌 倉 義 則	〒 930-0018 富山市千歳町 1-6-18 河口ビル 2F	076-441-0432
17	石川県社会保険労務士会	関 戸 秀 次	〒 921-8002 金沢市玉鉾 2-502 エーブル金沢ビル 2F	076-291-5411
18	福井県社会保険労務士会	青 垣 幹 夫	〒 910-0005 福井市大手 3-7-1 織協ビル 3F	0776-21-8157
19	山梨県社会保険労務士会	石 原 嘉 彦	〒 400-0805 甲府市酒折 1-1-11 日星ビル 2F	055-244-6064
20	長野県社会保険労務士会	有 賀 徳 子	〒 380-0936 長野市大字中御所字岡田 131-14 JA ながの会館 3F	026-223-0811
21	岐阜県社会保険労務士会	三 宅 裕 樹	〒 500-8382 岐阜市藪田東 2-11-11	058-272-2470
22	静岡県社会保険労務士会	大 石 晴 久	〒 420-0833 静岡市葵区東鷹匠町 9-2	054-249-1100
23	愛知県社会保険労務士会	鬼 頭 統 治	〒 456-0032 名古屋市熱田区三本松町 3-1	052-889-2800
24	三重県社会保険労務士会	若 林 正 清	〒 514-0002 津市島崎町 255	059-228-4994
25	滋賀県社会保険労務士会	中 岡 研 二	〒 520-0806 大津市打出浜 2-1 「コラボしが 21」 6F	077-526-3760
26	京都府社会保険労務士会	内 藤 信 之	〒 602-0939 京都市上京区今出川通新町西入弁財天町 332	075-417-1881
27	大阪府社会保険労務士会	飯 田 政 信	〒 530-0043 大阪市北区天満 2-1-12 天満橋 SE ビル 3F	06-4800-8188
28	兵庫県社会保険労務士会	田 中 道 弘	〒 650-0011 神戸市中央区下山手通 7-10-4 兵庫県社会保険労務士会館	078-360-4864
29	奈良県社会保険労務士会	服 部 永 次	〒 630-8325 奈良市西木辻町 343-1 奈良県社会保険労務士会館	0742-23-6070
30	和歌山県社会保険労務士会	中 谷 貴 之	〒 640-8317 和歌山市北出島 1-5-46 和歌山県労働センター 1F	073-425-6584
31	鳥取県社会保険労務士会	山 田 晴 夫	〒 680-0845 鳥取市富安 1-152 田中ビル 1 号館 4F	0857-26-0835
32	島根県社会保険労務士会	佐 藤 良 一	〒 690-0886 松江市母衣町 55-4 松江商工会議所ビル 6F	0852-26-0402
33	岡山県社会保険労務士会	廣 瀬 信 博	〒 700-0815 岡山市北区野田屋町 2-11-13 旧岡山あおば生命ビル 7F	086-226-0164
34	広島県社会保険労務士会	井 出 邦 良	〒 730-0015 広島市中区橋本町 10-10 広島インテスビル 5F	082-212-4481
35	山口県社会保険労務士会	桑 原 望	〒 753-0074 山口市中央 4-5-16 山口県商工会館 2F	083-923-1720
36	徳島県社会保険労務士会	佐野 美佐子	〒 770-0865 徳島市南末広町 5-8-8 徳島経済産業会館（KIZUNA プラザ） 2F	088-654-7777
37	香川県社会保険労務士会	大 谷 義 雄	〒 760-0006 高松市亀岡町 1-60 エスアールビル 4F	087-862-1040
38	愛媛県社会保険労務士会	横 本 恭 弘	〒 790-0813 松山市萱町 4-6-3	089-907-4864
39	高知県社会保険労務士会	橋 本 充 好	〒 780-8010 高知市栈橋通 2-8-20 モリタビル 2F	088-833-1151
40	福岡県社会保険労務士会	帆 士 宣 洋	〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-5-28 博多偕成ビル 3F 301 号	092-414-8775
41	佐賀県社会保険労務士会	光 増 善 和	〒 840-0843 佐賀市川原町 8-27 平和会館内	0952-26-3946
42	長崎県社会保険労務士会	小 林 義 人	〒 850-0027 長崎市桶屋町 50-1 杉本ビル 3F B	095-821-4454
43	熊本県社会保険労務士会	松 本 一 喜	〒 860-0801 熊本市中央区安政町 8-16 村瀬海運ビル 7F	096-324-1124
44	大分県社会保険労務士会	間 部 勝 幸	〒 870-0021 大分市府内町 1-6-21 山王ファーストビル 4F	097-536-5437
45	宮崎県社会保険労務士会	藤 原 昭 公	〒 880-0878 宮崎市大和町 83-2 鮫島ビル 1F	0985-20-8160
46	鹿児島県社会保険労務士会	川 口 俊 一	〒 890-0056 鹿児島市下荒田 3-44-18 のせビル 2F	099-257-4827
47	沖縄県社会保険労務士会	上 原 豊 充	〒 900-0032 那覇市松山 2-1-12 合人社那覇松山ビル 6F	098-863-3180

平成 26 年 度 個 人 登 録 概 況

H27. 3. 31 現在

都道府県別 事項別	平成 25 年度末 会 員 数 (A)	平 成 26 年 度 登 録 関 係						平成 26 年度末会員数 (A) + (B) − (C) + (D)	登録事項 変更者数
		開 業	法人の社員	勤務等	計 (B)	登録抹消者数 (C)	異動増減 (D)		
1 北 海 道	1,147	35	1	41	77	33	3	1,194	118
2 青 森 県	200	6	0	6	12	9	0	203	15
3 岩 手 県	175	5	0	4	9	7	3	180	14
4 宮 城 県	503	19	1	21	41	25	-1	518	52
5 秋 田 県	167	5	0	4	9	3	-1	172	11
6 山 形 県	200	9	0	5	14	7	2	209	9
7 福 島 県	309	8	3	4	15	13	-1	310	38
8 茨 城 県	467	12	0	13	25	14	-2	476	34
9 栃 木 県	340	8	0	6	14	12	-1	341	25
10 群 馬 県	564	9	0	14	23	16	2	573	37
11 埼 玉 県	1,817	31	0	54	85	53	-2	1,847	138
12 千 葉 県	1,416	43	1	34	78	62	5	1,437	103
13 東 京 都	9,216	172	5	404	581	305	-1	9,491	1,043
14 神 奈 川 県	2,439	69	0	87	156	99	-1	2,495	213
15 新 潟 県	534	12	0	8	20	22	-1	531	32
16 富 山 県	273	7	0	5	12	13	2	274	26
17 石 川 県	308	5	0	8	13	12	3	312	33
18 福 井 県	257	5	0	7	12	11	-1	257	20
19 山 梨 県	173	3	0	6	9	7	-1	174	8
20 長 野 県	613	17	2	13	32	28	3	620	54
21 岐 阜 県	556	11	0	26	37	20	-2	571	58
22 静 岡 県	983	27	0	28	55	31	0	1,007	77
23 愛 知 県	2,393	56	3	78	137	71	-3	2,456	178
24 三 重 県	382	7	0	13	20	9	-2	391	21
25 滋 賀 県	363	8	1	12	21	15	1	370	20
26 京 都 府	850	20	0	29	49	39	1	861	82
27 大 阪 府	3,893	72	2	149	223	139	-18	3,959	361
28 兵 庫 県	1,583	39	0	52	91	58	2	1,618	148
29 奈 良 県	328	8	0	7	15	21	5	327	30
30 和 歌 山 県	253	1	0	5	6	7	1	253	25
31 鳥 取 県	137	1	0	7	8	7	-6	132	15
32 島 根 県	127	4	0	4	8	9	3	129	10
33 岡 山 県	471	10	0	15	25	20	2	478	46
34 広 島 県	792	23	0	10	33	29	-4	792	61
35 山 口 県	285	6	0	5	11	7	-3	286	13
36 徳 島 県	160	2	0	9	11	7	2	166	11
37 香 川 県	278	5	0	8	13	6	1	286	14
38 愛 媛 県	333	10	0	13	23	18	0	338	29
39 高 知 県	171	2	0	9	11	9	0	173	19
40 福 岡 県	1,360	56	0	53	109	58	7	1,418	176
41 佐 賀 県	137	3	0	5	8	5	-3	137	7
42 長 崎 県	155	4	0	9	13	4	-2	162	9
43 熊 本 県	390	6	0	19	25	12	2	405	45
44 大 分 県	243	4	1	8	13	9	-1	246	15
45 宮 崎 県	205	5	0	9	14	2	2	219	12
46 鹿 児 島 県	325	16	1	18	35	6	4	358	32
47 沖 縄 県	174	5	0	6	11	7	1	179	29
合 計	38,445	891	21	1,350	2,262	1,376	0	39,331	3,566

別表 (3)

平成 26 年度 法 人 会 員 登 載 概 況

H27. 3. 31 現在

都道府県別	事項別	平成 25 年度末 法 人 会 員 数	平 成 26 年 度 法 人 登 載 関 係			平成 26 年度末 法 人 会 員 数	平成 26 年度末法人会員数内訳		登載事項変更数
			入会法人会員数	解散・廃止法人会員数	異 動 増 減		主たる事務所	従たる事務所	
1	北海道	25	8	0	0	33	25	8	9
2	青森県	2	0	0	0	2	1	1	0
3	岩手県	4	0	2	0	2	2	0	0
4	宮城県	7	3	0	0	10	5	5	2
5	秋田県	2	0	0	0	2	1	1	2
6	山形県	4	1	0	0	5	4	1	1
7	福島県	9	1	0	0	10	5	5	8
8	茨城県	6	2	0	0	8	5	3	3
9	栃木県	6	1	0	0	7	6	1	7
10	群馬県	0	1	0	0	1	1	0	0
11	埼玉県	25	5	0	0	30	22	8	4
12	千葉県	16	3	0	0	19	12	7	12
13	東京都	207	38	4	1	242	200	42	82
14	神奈川県	32	3	0	-1	34	25	9	11
15	新潟県	7	1	0	0	8	7	1	1
16	富山県	1	0	0	0	1	1	0	0
17	石川県	6	2	0	0	8	6	2	3
18	福井県	3	2	0	0	5	5	0	2
19	山梨県	2	0	0	0	2	2	0	0
20	長野県	25	2	5	0	22	15	7	14
21	岐阜県	12	2	1	0	13	8	5	2
22	静岡県	37	4	1	0	40	29	11	10
23	愛知県	38	6	1	0	43	33	10	8
24	三重県	3	1	0	0	4	4	0	1
25	滋賀県	3	1	0	0	4	3	1	1
26	京都府	15	0	0	0	15	12	3	3
27	大阪府	57	10	5	0	62	48	14	17
28	兵庫県	17	2	0	0	19	15	4	1
29	奈良県	2	1	0	0	3	3	0	2
30	和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	2	0	0	0	2	1	1	1
32	島根県	2	1	0	0	3	2	1	0
33	岡山県	4	2	0	0	6	6	0	0
34	広島県	12	3	0	0	15	14	1	3
35	山口県	3	0	0	0	3	3	0	0
36	徳島県	2	0	0	0	2	2	0	0
37	香川県	3	1	0	0	4	4	0	1
38	愛媛県	6	2	1	0	7	5	2	2
39	高知県	0	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	26	2	2	0	26	18	8	6
41	佐賀県	1	0	0	0	1	0	1	0
42	長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0
43	熊本県	5	1	0	0	6	5	1	4
44	大分県	9	1	0	0	10	7	3	5
45	宮崎県	4	0	1	0	3	3	0	1
46	鹿児島県	4	2	0	0	6	6	0	2
47	沖縄県	4	0	0	0	4	3	1	0
合 計		660	115	23	0	752	584	168	231

別表 (4)

平成 26 年度紛争解決手続代理業務付記概況

H27. 3. 31 現在

事項別 都道府県別	平成25年度末 付 記 数 (A)	平 成 26 年 度 付 記 関 係					平成26年度末付記数 (A) + (B) - (C)	平 成 26 年 度 末 特定社会保険労務士数
		開業	法人の社員	勤務等	計 (B)	付記抹消者数 (C)		
1 北 海 道	313	17	3	10	30	0	343	330
2 青 森 県	62	2	0	1	3	0	65	59
3 岩 手 県	64	4	0	2	6	0	70	64
4 宮 城 県	138	6	0	3	9	0	147	143
5 秋 田 県	71	1	0	0	1	0	72	66
6 山 形 県	64	3	0	0	3	0	67	65
7 福 島 県	75	9	0	2	11	0	86	81
8 茨 城 県	145	16	0	8	24	0	169	159
9 栃 木 県	59	5	1	0	6	0	65	62
10 群 馬 県	141	3	0	3	6	0	147	144
11 埼 玉 県	583	14	1	3	18	0	601	562
12 千 葉 県	398	17	2	9	28	0	426	399
13 東 京 都	2,592	93	7	107	207	0	2,799	2,600
14 神 奈 川 県	676	34	0	31	65	0	741	699
15 新 潟 県	148	6	0	2	8	0	156	151
16 富 山 県	98	6	0	1	7	0	105	97
17 石 川 県	92	3	0	1	4	0	96	92
18 福 井 県	84	2	1	0	3	0	87	83
19 山 梨 県	47	4	0	1	5	0	52	51
20 長 野 県	188	8	2	6	16	0	204	194
21 岐 阜 県	169	6	0	4	10	0	179	170
22 静 岡 県	284	7	1	4	12	0	296	281
23 愛 知 県	698	24	0	16	40	0	738	696
24 三 重 県	115	5	0	5	10	0	125	118
25 滋 賀 県	123	5	0	4	9	0	132	118
26 京 都 府	303	19	0	3	22	0	325	305
27 大 阪 府	1,048	28	2	37	67	0	1,115	1,043
28 兵 庫 県	499	20	0	12	32	0	531	479
29 奈 良 県	91	4	0	3	7	0	98	97
30 和 歌 山 県	74	3	0	2	5	0	79	74
31 鳥 取 県	45	2	0	1	3	0	48	42
32 島 根 県	36	3	0	2	5	0	41	40
33 岡 山 県	150	3	0	5	8	0	158	146
34 広 島 県	285	8	3	4	15	0	300	284
35 山 口 県	91	6	0	0	6	0	97	94
36 徳 島 県	49	3	0	1	4	0	53	50
37 香 川 県	103	0	0	1	1	0	104	97
38 愛 媛 県	107	1	0	1	2	0	109	94
39 高 知 県	75	1	0	2	3	0	78	71
40 福 岡 県	377	20	2	8	30	0	407	384
41 佐 賀 県	47	6	0	3	9	0	56	52
42 長 崎 県	57	2	0	0	2	0	59	52
43 熊 本 県	153	1	0	3	4	0	157	153
44 大 分 県	60	5	1	1	7	0	67	65
45 宮 崎 県	86	7	0	2	9	0	95	94
46 鹿 児 島 県	131	2	0	2	4	0	135	129
47 沖 縄 県	55	2	0	1	3	0	58	52
合 計	11,349	446	26	317	789	0	12,138	11,381

別表 (5)-1

平成 26 年度社会保険労務士賠償責任保険加入状況(開業)

H27. 3. 31 現在

都道府県名	加 入 者 数	加 入 率	都道府県名	加 入 者 数	加 入 率	都道府県名	加 入 者 数	加 入 率
北 海 道	506	58.4%	石 川 県	163	77.6%	岡 山 県	207	70.4%
青 森 県	129	81.1%	福 井 県	102	53.7%	広 島 県	342	53.8%
岩 手 県	111	84.1%	山 梨 県	81	55.9%	山 口 県	122	61.9%
宮 城 県	223	64.3%	長 野 県	210	49.5%	徳 島 県	72	60.5%
秋 田 県	104	80.6%	岐 阜 県	234	65.7%	香 川 県	141	66.2%
山 形 県	124	80.0%	静 岡 県	528	76.9%	愛 媛 県	161	59.9%
福 島 県	177	69.4%	愛 知 県	909	58.5%	高 知 県	54	51.4%
茨 城 県	238	66.5%	三 重 県	201	75.6%	福 岡 県	555	62.9%
栃 木 県	134	47.7%	滋 賀 県	178	79.8%	佐 賀 県	75	72.8%
群 馬 県	185	52.6%	京 都 府	442	72.2%	長 崎 県	57	58.2%
埼 玉 県	767	60.1%	大 阪 府	1,212	58.0%	熊 本 県	197	66.8%
千 葉 県	580	58.1%	兵 庫 県	744	68.8%	大 分 県	132	74.6%
東 京 都	2,418	56.5%	奈 良 県	153	64.6%	宮 崎 県	134	85.4%
神奈川県	918	58.5%	和歌山県	113	61.7%	鹿児島県	174	75.0%
新 潟 県	243	65.9%	鳥 取 県	66	73.3%	沖 縄 県	93	80.2%
富 山 県	142	82.6%	島 根 県	67	76.1%			
計 14,918 人、加入率（全国） 62.1%								

平成 26 年度社会保険労務士賠償責任保険加入状況（非開業）

H27. 3. 31 現在

都道府県名	加 入 者 数	都道府県名	加 入 者 数	都道府県名	加 入 者 数
北 海 道	2	石 川 県	0	岡 山 県	8
青 森 県	0	福 井 県	0	広 島 県	5
岩 手 県	0	山 梨 県	0	山 口 県	1
宮 城 県	0	長 野 県	2	徳 島 県	0
秋 田 県	0	岐 阜 県	3	香 川 県	2
山 形 県	0	静 岡 県	2	愛 媛 県	1
福 島 県	1	愛 知 県	4	高 知 県	2
茨 城 県	7	三 重 県	0	福 岡 県	22
栃 木 県	1	滋 賀 県	3	佐 賀 県	0
群 馬 県	5	京 都 府	5	長 崎 県	0
埼 玉 県	5	大 阪 府	46	熊 本 県	6
千 葉 県	3	兵 庫 県	8	大 分 県	1
東 京 都	23	奈 良 県	0	宮 崎 県	0
神奈川県	5	和歌山県	1	鹿児島県	5
新 潟 県	1	鳥 取 県	6	沖 縄 県	10
富 山 県	2	島 根 県	0		
計 198 人					